

第3回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午前9時29分から9時52分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野	進一郎		
農業委員	1番	久保田	力雄	2番	砂坂 浩一郎
	3番	高田	真盛	4番	黒木 りか
	5番	小山	幸良	6番	中之藪 堅二郎
	7番	寺内	秀昭	8番	福 富久

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	浦口	啓一郎
ハ.	上妻	亜紀	ニ.	野里	一則
ホ.	片板	大作	ヘ.	小脇	尚武

4. 欠席委員

農業委員	9番	中島	一三	10番	上山 幸夫
------	----	----	----	-----	-------

農地利用最適化推進委員(順不同)

ト.	雨田	俊哉	チ.	原田	晃生
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第3号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長
農地集積支援員

中峯智恵美
牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号9番 中畠一三委員、議席番号10番 上山幸夫委員。
- 農地利用最適化推進委員 原田晃生推進委員、雨田俊哉推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第3回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号7番 寺内秀昭委員、8番 福富久委員を指名します。
- 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第3号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号 農地中間管理権の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。令和5年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画、農地中間管理権1件を定めたいので、承認を求めるものです。
3ページをお開きください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和5年10月31日、存続期間は令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間で1件です。
資料は4ページ、内訳書です。
整理番号1番。南種子町〇〇××番地、A・72歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・70歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で、牧草及びさつまいもを耕作します。賃借料は年間〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は5ページに添付しております。
賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているもの

と考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：C、譲受人：Dを議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の6ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Dです。

土地の所在が〇〇字△△××番ほか1筆、地目は畑、地積は2筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、7ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は8ページから添付しております。

なお、この件については10月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、担当委員は10番委員ですが、欠席のため、農地部長の6番委員、お願いします。

農地部長 では説明いたします。譲受人と譲渡人の関係性は他人でありますけれども、今回この申請地は以前から耕作されていなかったようですが、良く管理はされていたようであります。それでDさんの方から今度有機栽培をしたいという申し出があり、Cさんと話しがまとまったようであります。売買価格については、今の農地の金額に対しては、かなり高いようでありま

すけれども、お互いの了解の下によって出されたものですので、問題はないかと思えます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「はい。」の声あり)

議長 伊推進委員 伊推進委員。6ページの表の1番右端に対価：〇〇円となっていますが、これは1反歩当りの金額でしょうか。ということで売買価格は〇〇円ということでしょうか。

議長 事務局 事務局。これは1反歩当りということではなく、2筆合計の総額が〇〇円ということですか。

伊推進委員 伊推進委員 8ページの表には(10アール当りの金額)として〇〇円と入っているんですけど。

事務局 事務局 反当りは括弧書きとなっています。

議長 議長 反当りで書く場合の金額は括弧書きですので、今回は総額表記です。よろしいですか。

伊推進委員 伊推進委員 分かりました。

議長 議長 質疑はございますか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議長 議長 議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議長 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：Eを議題にします。

事務局 事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 事務局 13ページをお開きください。

議長 議長 議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。

議長 議長 資料を読み上げます。

議長 議長 整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 E。

議長 議長 土地の所在は、〇〇字△△××番。

議長 議長 登記地目は畑、地積は●●㎡です。

議長 議長 変更年月日については、平成10年頃です。

議長 議長 現況としましては、『平成10年頃から耕作を放棄し、原野状態となっている』とのことですか。

議長 議長 参考資料は14ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上、この件の内容につきましては、10月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。整理番号1番については、私12番が説明します。

12番委員 Eさんのこの農地は、それこそ昔の人たちが小さい農地を開墾してやってたというような感じの畑で、もちろん道もなく、現在は竹林となっております。この非農地証明を出した後に、近くにあるFさんの倉庫があるんですけど、Fさんがこれを買って求めて、倉庫の継続ということで使用するということでございます。審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 2番委員。
2番委員 この土地の手前にある土地をこの間審議したと思います。その続きみたいな感じですか。

議長 はい。手前の農地は以前3条で出ました農地でございます。現在はちゃんと拓いて綺麗にしております。その3条申請をした時も荒れていたんですが、今は綺麗に農地にしているところです。その間の山があるんですけど、山もEさんの山でFさんが倉庫を整備するのには邪魔だということで買って求めて山の方に造るようです。

議長 ほかにございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇・〇〇地内 34筆を議題にします。
事務局 それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。
事務局 資料の17ページをお開きください。
議案第4号は農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が埼玉県飯能市〇〇××番地 G。

土地の所在は南種子町〇〇字△△××番、地目は田、地積は●●㎡。ほか田が12筆、畑が21筆で、合計34筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として20ページから現地調査の図面を添付しております。

この34筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、10月10日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

3番委員 所在がわかりません。
事務局 所在がわからないということですが、資料20ページ・21ページの航空写真を見ていただければわかると思いますが、下が△△の方の水田地帯です。右ページの下の方に〇〇神社がありますが、そこから〇〇方面に行っただころの水田地帯になります。水田地帯は以前から利用されていない状況だったので、今回判断し、提案したものです。利用状況調査の結果から山林・原野化しているものです。

議長 現地調査に行った方の感想・ご意見をお願いします。6番農地部長。
事務局 現地調査に行った状況を教えてくださいということです。
農地部長 現地調査に行った時にはほとんど山になっていまして、手を掛けてするような感じじゃなかったと思います。私も△△の方には何回か行ったことがあるんですけど、2、3人しか耕作をしていないですね。うちのところはH君が耕作しているんですけど、周りは山林化していまして、無理な感じですよ。

議長 もう一方ご意見をお願いします。担当委員であります7番委員。
7番委員 私も毎年11月ぐらいに農地パトロールをしています。前からずっと荒れておりますので、不可能な状態ですので、非農地として問題ないかと思

議長 ということです、非常に荒れているとのこと。恐らく道もないんじゃないかなという感じです。質疑ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。